

山口県報

令和2年
10月13日
(火曜日)

目次

○告示	一
管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）	一
管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）	一
○公告	一
令和2年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）	一
契約の締結（健康増進課）	三
地域森林計画の変更の案の縦覧（四件）（森林企画課）	三
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	四
○選管告示	四
政治団体の名称等	四
政治団体の異動事項	五
解散等に係る政治団体の名称等	五
資金管理団体の名称等	五

山口県告示第三百五十七号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一條の四第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

令和二年十月十三日

一 講習会の主催者

山口県知事 村岡 嗣 政

- 名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号
- 講習会の開催期間
令和三年二月十五日（月曜日）から同年三月一日（月曜日）まで
- 講習会の開催場所
山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館
- 講習会の受講料
一万六千円

山口県告示第三百五十八号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二條の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

令和二年十月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 講習会の主催者
名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号
- 講習会の開催期間
令和三年二月十五日（月曜日）から同年三月一日（月曜日）まで
- 講習会の開催場所
山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館
- 講習会の受講料
一万六千円

（二二六）令和2年度山口県補正予算の要領の公表

令和二年九月山口県議会定例会で議決された令和2年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市施設災害復旧事業	11,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし利率の見直しを以て直後においいては、借入先と協議して定める。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内の特別のもの
計	11,000			

2 変更

起債の目的	補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
単独河川改修事業	1,338,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし利率の見直しを以て直後においいては、借入先と協議して定める。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内の特別のもの	1,488,000	証書借入又は証券発行
自然災害防止事業(河川)	151,000				551,000	
単独砂防改良事業	64,000				82,000	
自然災害防止事業(砂防)	402,000				438,000	
単独都市公園整備事業	47,000				65,000	
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000				2,261,000	
土木現年単独災害復旧事業	70,000				281,000	
計	3,166,000				5,166,000	

(二二七) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和二年十月十三日

山口県知事 村岡 副 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
健康福祉部健康増進課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬(オセルタミビルリン酸塩製剤75mg) 三千六百三十箱
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和二年九月七日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目五番一号
- 六 契約金額
六千五百二十万五千六百九十円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 副 政

(二二八) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、山口森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年十月十三日

山口県知事 村岡 副 政

- 一 縦覧の場所
山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林水産事務所及び山口県美祢農林水産事務所
- 二 縦覧の期間
令和二年十月十三日から同年十一月十二日まで

(二二九) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、岩徳森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年十月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林水産事務所、山口県柳井農林水産事務所及び山口県周南農林水産事務所

二 縦覧の期間

令和二年十月十三日から同年十一月十二日まで

(二三〇) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、豊田森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年十月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県下関農林事務所及び山口県長門農林水産事務所

二 縦覧の期間

令和二年十月十三日から同年十一月十二日まで

(二三一) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、萩森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年十月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課及び山口県萩農林水産事務所

二 縦覧の期間

令和二年十月十三日から同年十一月十二日まで

(二三二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和二年十月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字切山字長尾

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市美里町三丁目九番六号

株式会社スマイエ



山口県選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年十月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項 （政治資金規正法第19条の7第1項に定める国会議員関係政治団体）	備出 （年月日）
	氏名	公職の種類				
立憲民主党 山口県第1区 総支部	大内 一也	衆議院議員	岩本 晋	周南市月丘町 / 番5号		令和2、28

立憲民主党 山口県第3 区総支部	坂本 史子	藤本エイ子	宇部市錦町9番4号	〃	〃
------------------------	-------	-------	-----------	---	---

わせたまゆみ後援会	松岡 清司	〃	松岡 清司	今田 輝義	〃
-----------	-------	---	-------	-------	---

政治団体の 名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備 出 日 (年 月 日)
明日の山口県を 創る会	片山徳五郎	藤原 賢一	宇部市大字西岐波47705	〃	令和2、 9、16
伊村渉後援会	伊村 渉	松原 行夫	熊毛郡田布施町大字麻 郷3658の4	〃	〃
上田修一後援会	家永 良恵	柴田 博之	防府市南松崎町10番38 号	〃	〃
おかざきなみ子 後援会	岡崎南海子	岡崎南海子	熊毛郡田布施町大字下 田布施319の1	〃	〃
落合祥二後援会	落合 祥二	落合 弘子	田布施31の11 大字上	〃	〃
桑原一吉後援会	桑原 一吉	桑原 一吉	大島郡周防大島町大字 浮島86の3	〃	〃
白鳥のりこ後援 会	白鳥 法子	白鳥 啓子	〃	〃	〃
砂田まさかず後 援会	河合 義博	砂田 京子	〃	〃	〃
山根こうじ後援 会	島津 幸男	大野 丈博	〃	〃	〃

政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	解 散 日 (年 月 日)
国民民主党山口県総支 部連合会	加藤 寿彦	小田村克彦	山口市中央5丁目8番12号	令和2、 9、11
国民民主党山口県第3 区総支部	〃	三浦 渉	宇部市北琴芝2丁目7番30号	〃
国民民主党山口県第2 区総支部	秋野 哲範	藤岡 芳子	光市島田4丁目/番30号	〃
国民民主党山口県第4 区総支部	酒本 哲也	加藤 寿彦	下関市上田中町4丁目/番6号	〃
立憲民主党山口県第3 区総支部	坂本 史子	藤本エイ子	宇部市錦町9番4号	〃
立憲民主党山口県連合	〃	盛重 耕二	山口市中央/丁目4番5号	〃

山口県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和二年十月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の 氏名	異動事項	異 動 内 容		備 出 日 (年 月 日)
			新	旧	
久保潤爾後援会	久保 玄爾	代 表 者	久保 玄爾	藤谷 義信	令和2、 9、30

山口県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年十月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

資金管理団体の 届出をした 者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備 出 日 (年 月 日)
		名 称	代表者の氏名	
落合 祥二	田布施町議 会議員	落合祥二後援会	熊毛郡田布施町大字上田布 施31の11	令和2、 9、11

令和二年十月十三日
印刷

発行人
所

山口県知事
庁